

# 梅郷サッカークラブ会則

## 第1条 【名称】

本会は、梅郷サッカークラブ（USC）〔以下「当クラブ」という〕と称する。

## 第2条 【目的】

当クラブは、少年少女（第4種）へのサッカーの指導および地域交流を目的として活動する。

## 第3条 【構成】

当クラブのクラブ員は、保護者の同意を得た野田市内及び近隣市町村の幼稚園児および小学生の男女にて構成されるものとする。但し、当クラブのコーチおよび保護者の許可を得た児童についてはこの限りではない。

## 第4条 【クラブスタッフ】

当クラブの運営にあたり、下記の任務のためにクラブスタッフを置くものとする。

- 1) 会長 1名 《会長は、当クラブを総括運営し当クラブの運営に関する最終決定権を有し、また、最終責任を負う。》
- 2) 代表 1名 《代表は、会長を補助し当クラブの目的達成に努める。》
- 3) 事務局 1名以上 《事務局は、当クラブ運営のため事務処理を補助する。》
- 4) 各学年リーダーコーチ 各学年別にリーダーコーチを置き、その学年の練習および試合を主導する。
- 5) コーチ 各学年リーダーコーチを助け、クラブ員の指導に努める。
- 6) 任期は4月1日からの1年間とし再任は妨げない。但し、特別な場合は、任期前に解任することができ、その代行者を再選する。
- 7) クラブスタッフは無報酬とする。
- 8) クラブスタッフはコーチミーティングにより選考し、当クラブの総会により決定する。

※1 各クラブスタッフの役割は、当会則に添付される「クラブ活動内容と責任者」の通りとする。

※2 試合参加時は、当会則に添付される「手続2：試合参加手続」の資料の通りに活動する事とする。

## 第5条 【保護者会】

当クラブの運営を補助するため、下記の保護者会役員を置くものとする。

- 1) 保護者会会長 1名 《保護者会会長は、当クラブの目的達成のために当クラブ運営を支援する。》
- 2) 保護者会副会長 2名 《保護者会副会長は、保護者会会長を補助すると共に庶務を担当する。》
- 3) 庶務 1名 《庶務は、当クラブ運営に必要な連絡書類および、連絡網の管理をする》
- 4) 会計係 2名 《会計係は、当クラブ運営に必要な会計を担当し年度終了時に会計報告書を作成し、総会にて承認を得る。》
- 5) 会計監査係 2名 《会計監査係は、年度終了時に会計報告書の作成を支援し、会計報告を監査する。》
- 6) 学年リーダー 各学年別に学年リーダーを置き、担当する学年の練習や試合に際し積極的に支援する。
- 7) 保護者会員 当クラブ員の保護者は、必ず保護者会に所属し、積極的に保護者会活動に参加する。
- 8) 保護者会の任期は4月1日から1年間とし再任は妨げない。但し、特別な場合は、任期前に解任することができ、その代行者を再選する。
- 9) 保護者会は無報酬とする。
- 10) 保護者会役員は、保護者会での話し合いにより選出し、当クラブの総会にて決定する。
- 11) 保護者会の会計年度は3月1日から2月末日までとする。

※3 保護者会の役割は、当会則に添付される「クラブ活動内容と責任者」の通りとする。

## 第6条 【入会と脱退】

当クラブへの入会は、代表もしくはコーチの了解を得た上で、保護者が当クラブの活動を理解し保護者会として積極的に当クラブに参加することを前提として入会する。また、クラブ員が脱退を希望する場合は、クラブ員の意志を尊重し脱退を認めるものとする。

※4 入会手続は、当会則に添付される「手続1：入会手続」の資料の通りとする。

## 第7条 【入会金とクラブ費等】

当クラブでの掛かる費用については以下の通りである。

- 1) 入会時に入会金として3,000円を徴収する。（スポーツ保険加入料及び日本スポーツ少年団登録料（6年生のみ）を含む。）
- 2) クラブ費は2年生以上は月額1,500円、1年生以下は月額500円とし、その徴収は12月に12月～3月分、4月に4月～7月分、8月に8月～11月分を徴収する。
- 3) 当クラブを脱退した場合は、脱退届を提出した翌月以降の未経過分のクラブ費を返金する。
- 4) 当クラブを長期に休む場合は、休部届を提出した翌月以降の未経過分のクラブ費を返金する。
- 5) 2年生以上は日本サッカー協会に登録し、その個人登録料は別途、徴収する。（日本サッカー協会への手続きは、毎年必要である。）
- 6) 当クラブでの活動にあたり、臨時で必要となる費用については保護者会会長の同意を得て徴収することができる。
- 7) 納入金については、会計係が管理する。
- 8) スポーツ保険加入料はクラブ費から支出することとする。

※5 遠征試合等の費用については、第9条の「試合／対外活動への参加」を参照のこと。

## 第8条 【活動と行事】

当クラブでの活動は以下の通りとする。

- 1) 当クラブは、練習を毎週土曜日と日曜日の週2回行う。但し、天候やその他の事項により変更されることがある。
- 2) 試合参加やクラブ行事では、保護者は積極的にその活動を支援するものとする。
- 3) クラブ員の体調は、その保護者が管理し活動や行事への参加についても保護者が責任をもって指導する。

#### 第9条 【試合／対外活動への参加】

試合や対外活動への参加時は、以下に従うものとする。

- 1) 試合や対外活動への参加時に昼食が必要な場合は、帯同されたコーチ・スタッフも各自昼食を手配する。また、その費用についても、各自負担とする。

◇遠征試合等に参加する場合は、以下に従うものとする。

- 2) 遠征試合等で送迎が必要な場合は、保護者の同意のもと保護者に送迎をお願いする。  
なお、万一事故が発生した場合、その一切の責任を当クラブおよび運転者に問わないものとし、各々当事者の加入する任意保険等により対応するものとする。
- 3) 保護者およびクラブスタッフに送迎をお願いした場合、車代として以下を参加者より徴収し、送迎者にお支払いする。
  - ・野田市内の場合、参加者より100円を徴収し、集金した金額を送迎者に分配する。
  - ・野田市外の場合、参加者より300円を徴収し、集金した金額を送迎者に分配する。
- 4) 県大会で遠距離（片道50km）は、車5台を上限に、一台につき2,000円をクラブよりお支払いする。  
なお、バスを使用する場合は5台分として10,000円をクラブよりお支払いする。  
（遠距離50km範囲の詳細は別紙地図を参照）
- 5) 車による送迎が難しいと判断された場合、貸し切バスをチャーターし送迎することとする。また、この時に必要となる費用については、基本的にスタッフを除く参加者により負担する。（県大会で遠距離（片道50km）の場合は除く）

#### 第10条 【当番】

当クラブは、クラブ員の活動時における補助として保護者会による当番制を実施する。

当番は原則として1名とし、順番は保護者会において決定されたものに準ずる。

但し、都合により当日の参加が不可能な場合は、同じ当番日程の保護者に了承を得られたならばその限りではない。

その他の保護者の参加は自由とする。

#### 第11条 【保障】

当クラブの活動は、ボランティア精神を基調とするものであり、万一の事故により保障を期する場合には、入会時に加入したスポーツ保険の範囲で処理する。

#### 第12条 【定期総会】

当クラブの定期総会をクラブスタッフと保護者会により、代表の責任のもと3月初旬の土曜日または日曜日に実施する。

#### 第13条 【その他】

- 1) 当クラブ員の保護者は、クラブスタッフに協力しクラブ員の育成に積極的に寄与し、各種行事へ参加する。
- 2) 倉庫の清掃と物品確認を各学年で毎月最終土・日の何れかで行う。
- 3) ホームページ運営費として事務局にクラブより年間4,000円をお支払いする。

#### 第14条 【個人情報保護】

当クラブ員・スタッフ・保護者及びその関係者の個人情報は、当クラブの運営及び当クラブが参加する大会・対外活動以外の目的で使用しないものとする。（個人情報とは、氏名・住所・生年月日など個人を特定できる情報を言う。）

また、当クラブが参加する大会・対外活動の運営を目的とする場合は、当クラブ員・スタッフ・保護者及び関係者の個人情報を大会・対外活動の運営者へ提供することができる。

#### 《付 則》

- ・本会則は、初版として平成9年4月1日より実施する。
- ・平成10年 4月26日 第1回改正（第2版）
- ・平成13年 4月 1日 第2回改正（第3版）
- ・平成17年 2月26日 第3回改定（第4版）
- ・平成18年 2月 4日 第4回改定（第5版）
- ・平成19年 2月 3日 第5回改定（第6版）
- ・平成21年 5月 9日 第6回改定（第7版）
- ・平成22年 2月27日 第7回改正（第8版）
- ・平成23年 3月12日 第8回改正（第9版）
- ・平成25年 3月 2日 第9回改正（第10版）
- ・平成28年 5月20日 第10回改正（第11版）
- ・平成29年 3月 4日 第11回改正（第12版）
- ・平成30年 3月 3日 第12回改正（第13版）